

特別支援教育から インクルーシブ教育へ

～障害者権利条約批准にむけた動きの中で～

日本教職員組合 障害児教育部部長 和田 明

特別支援教育の現状

2007年4月から学校教育法の一部改正によって、特殊教育から特別支援教育に変わり、すべての幼稚園・学校において、障害のある子どもの支援を充実していくことになりました。特殊教育との大きな違いは、理念として「障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの」という共生社会の実現が加わったことです。スタートして4年目を迎えた現在、この理念が現実のものになっているかという点、まだまだ課題があります。

在籍する子どもの数の増加

2007年以前も、特別支援学校、特別支援学級に在籍する子どもは増加していましたが、特別支援教育になっても増加は止まっていません。学校基本調査によると、特別支援学校は2007年108,173人から2010年121,755人(13,582人増)になっています。特別支援学級在籍者は小・中学校合わせて2007年は113,377人だったものが、2009年は135,168人

(21,789人増)になっています。また小学校の特別支援学級の2007年～2009年の学年別の在籍者は以下のようになっています。(資料1)

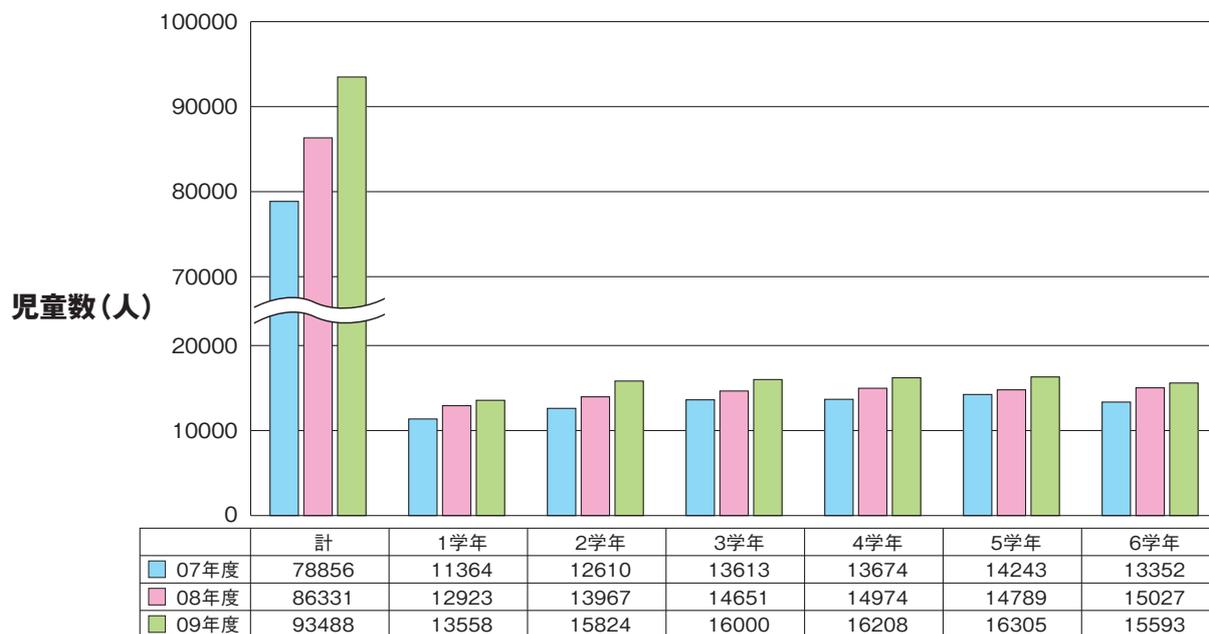
2007年から2009年は全体で14,632人増加しており、その内訳は新入生だけが増えているのではなく、学年進行する際にも増加しています。

増加の背景

学校教育において競争主義的な制度の中で「居づらい」と感じる子どもたちが多くいます。教職員も多忙の中で一人ひとりの子どもたちと向き合うことができにくくなり、「専門性」が強調されることで、専門家に任せたほうが良いという意識がひろがり、特別支援学級・学校に在籍する子どもの増加に拍車をかけています。また、障害児を持つ家族も迷いながら特別支援学校・学級を選択しているという現状があります。

資料 1

特別支援学級児童数



出所：文部科学省 学校基本調査 初等中等教育機関・専修学校・各種学校
 学校調査・学校通信教育調査（高等学校）
 学年別特別支援学級児童数
 2007年～2009年までの結果をグラフ化したものです。

障害者制度改革

このような状況の中、障害者に関わる制度が今大きく変わろうとしています。

2006年12月、国連総会において「国連障害者の権利条約」が採択されました。日本は2007年9月に署名しましたが、批准をしていません。批准するためには、条約の理念に基づいて障害者に関わる国内の制度を整備する必要があるからです。そこで、政府はどのように改革すべきかを内閣府、障がい者制度改革推進会議で論議することにしました。

6月7日、障がい者制度改革推進会議は制度の改革の基本的な方向を「障害者制度改革推進のための基本的な方向（第一次意見）」（以下「第一次意見」とする）としてまとめました。これには教育分野だけでなく「障害者基本法の改定」や「障

害者差別禁止法（仮称）」「障害者総合福祉法（仮称）」の制定など障害者制度の根本をなす制度についてもまとめられています。

教育分野はインクルーシブ教育を実現させるために次のようにまとめられました。

- ・ 障害児も含め全ての子どもたちは地域の普通学級で学ぶことを原則とし、本人・保護者が希望した場合は特別支援学校・特別支援学級へ就学する。
- ・ 就学決定や、就学先での合理的配慮や支援の内容は本人・保護者、学校、学校設置者の三者の合意を義務付ける仕組みとする。

障害のある子どもがどこの学校へ入学するかを検討はほとんどの場合、市町村の就学指導委員会で検討され、行政が決定しています。

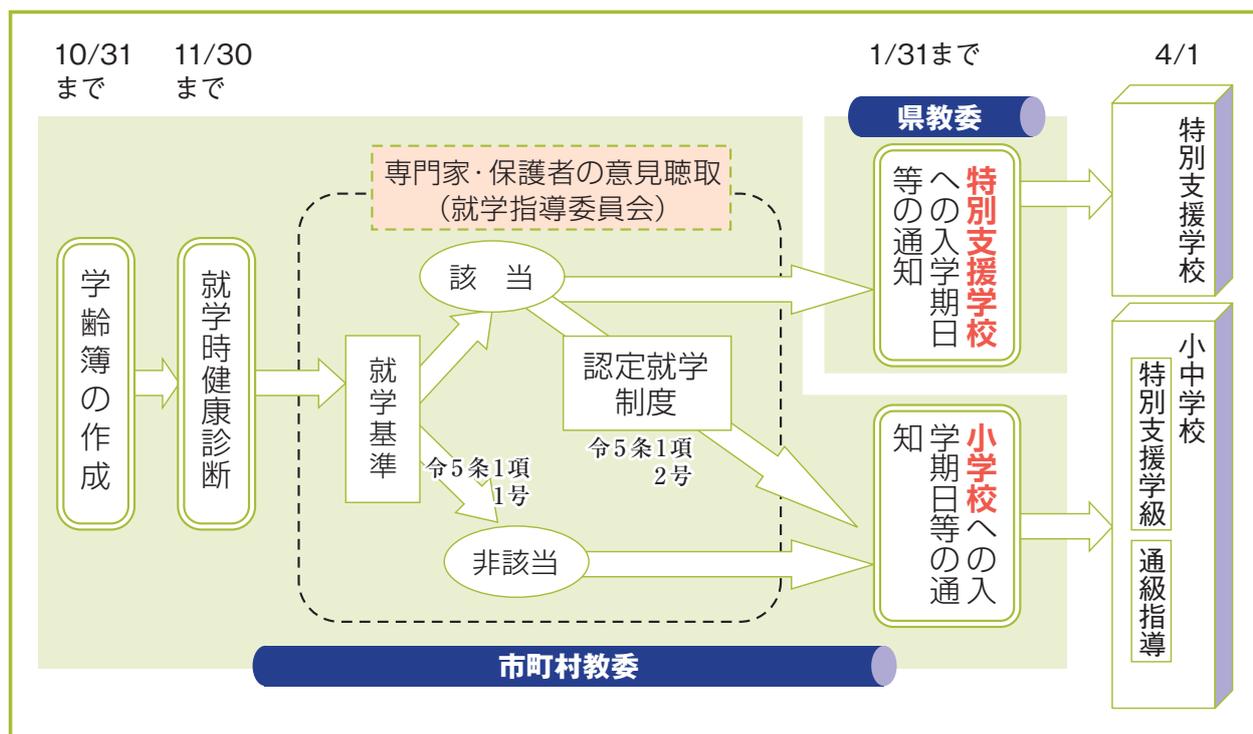
現状では特別支援学校に入学を希望した場合はスムーズに決定がなされているのですが、地域の小・中学校の普通学級に入学することを希望した場合、スムーズに入学できていないケースもあります。障害者の権利条約では地域の小・中学校の普通学級で学ぶことを理念としていますから、地域の普通学級を希望した場合もスムーズにすすむことができるように、まずは、全員小・中学校へ入学することとし、特別支援学校・学級を希望した場合はそこへの入学ができるように制度を改めるようにまとめられました。(資料2)

文部科学省の対応

その改革の方向に対して、文部科学省は保護者がどこで学ばせたいかについて、希望は丁寧に聞いていくことはするものの、就学先の決定権を保護者に委ねることには慎重な態度をとっています。そこで、現在は政府として就学先の決定の在り方を含めて、インクルーシブ教育の実現にむけてどのようにしていくか、その意見をまとめるために中央教育審議会で論議することになり、今年中に答申がまとめられる予定になっています。

資料 2

障害のある児童生徒の就学先決定について



出所：文部科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第2回) 配付資料(2010)

特別支援教育の理念

特別支援教育には理念として「共生社会の実現」があるものの、そのことを実現するための具体的な施策等が十分ではありません。特別支援教育コーディネーターはほとんどの小・中学校に配置されていますが、「自分の学級の対応が精一杯で、対応ができない。」「多くの相談に対応しきれない」「コーディネーターはどのようにすれば普通学級で学ぶことが可能になるかではなく、特別支援学級へ変わることで解決する傾向がある」等、子どもたちにとっての支援や共生につながっていない実態があります。

具体的な施策の不十分さと同様に特別支援教育の目的にも課題があります。特別支援教育は「障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」となっています。つまり、自立や社会参加を可能にするためには障害を克服・軽減するしかないと言われ、多くの現場でそのための教育が行われています。もちろん、障害を克服・軽減する教育は大切なことですが、これだけでは不十分でインクルーシブ教育とはいえないのです。

インクルーシブ教育

インクルーシブ教育をひとことで表現すれば、誰をも排除しない教育と言えます。障害があっても、民族が違ってても、違いによって分けない教育です。様々な違いをもった子どもたちが、同じ空間で学ぶ教育です。さらに理念として、教育上のなんらかの問題や課題があるかもしくは予想される場合はその原因を子どもの側に求めるのではなく、学校のカリキュラムや教員の指導方法等の問題としてもとらえ、その解決にとりくむ教育と言えます。

子どもたちが持つ課題や問題の原因を子どもに求めるのではなく、周りの環境との関係でとらえていき解決を図るという考え方で、障害者の生きにくさの原因を整理したものが「社会モデル」です。

「社会モデル」

障害者の権利条約や「第一次意見」では、障害を「社会モデル」としてとらえています。「社会モデル」とは「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は社会の在り方との関係によって生ずるもの」というものです。つまり自立や社会参加を妨げている原因を障害者の障害のみに求めるのではなく、社会の在り方との関係でとらえるというものです。言い換えれば、「できる」ことを増やすことで自立や社会参加を可能にするだけでなく、「できる」ことが少なくとも自立や社会参加が可能にする教育が必要なのです。

「一人でできる」から「共にできる」

たとえば、買い物ができるようになることを課題とした場合、「計算ができる」「値段を読み取ることができる」等できるようにする指導が行われます。これは一人で買い物ができるようにする指導で、このこと自体は否定されるものではありません。しかし、現実にはすべての子どもたちが買い物ができるように必要とされる力を身につけるわけではありません。それらのことができなかつたとしても買い物ができるようにするには「関係性」を築くことです。たとえ計算できなくても、お店へ行き、買いたいものをレジで財布と一緒にお店の人へ渡したら、お店の人が「これを買いたいんだな。財布から代金分とって、財布と一緒に商品を渡せばいいんだな」と考え、行動すれば買い物はできるのです。このような方法で実際に買い物をしている障害者の方がいます。授業で、実際に買い物へ行くことを重ね「関係性」を築くことが大切なのです。

コミュニケーション

コミュニケーションをとることができるようにすることは生活上重要な課題です。そのために、自分の思いを文字で伝えるか、言葉で表現できるように指導します。もちろんこのことも否定されませんが、結果的に文字を書くことができなくても、言葉をしゃべることができなくても「関係性」を築いていけばコミュニ

ケーションをとることはできます。

周りにいる人が障害児に対して「どんなことを考えているのかな」「自分もこんなふうに思っているから、きっとこんなふうに考えているだろうな」と思いをよせてかかわれば、困らない程度にコミュニケーションはとれるのです。既に普通学級で障害児が学んでいる学校ではこのような方法でコミュニケーションが成立しています。

このように、障害児と共に学ぶ機会が多ければ、周りの子どもたちが思いをよせて関わる可能性が広がるのです。

現在の学校の状況の中で、どうやってインクルーシブ教育をすすめていけばいいのか考えにくいと思います。制度が変わらないとできないという思いもあるかもしれませんが、まずは共に学ぶ機会を作ることだと考えます。そこで起きる問題を子どもたちと一緒にどのように解決するかを共に考えることが大切です。もちろん、障害者を排除する方法は論外です。解決に時間がかかるかもしれませんが、そのような営みを通すことでしかお互いが共に生きていく「生き方」は確立できないと思います。

